

## 出張旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野県NPOセンターの役員、スタッフおよびボランティアが出張勤務をする場合の旅費について定める。

### (旅費の計算)

第2条 本規程の出張の経路は、最も経済的な順路および方法によって計算する。ただし、業務の都合または天災その他やむを得ない理由で、順路によることができなかつた場合は、現に経由した順路によって計算する。なお、他から旅費の一部又は全部の支給を受けた場合は、その範囲内の当該旅費は支給しない。

### (旅費の種類と額)

第3条 旅費の種類と額は、別表に定めるとおりとする。

### (自家用車等による出張)

第4条 やむを得ない事情により、出張に自家用車を用いる場合は別表によるガソリン代を支給する。この場合、事前に所属長に申出を行い、承諾を得なければならない。

### (旅費の手続き)

第5条 出張しようとする者は、あらかじめ出張目的及び概算の経費を記入した所定の「出張伺兼仮払金申請書」を提出し所属長の承認を得なければならない。ただし、県内への出張の場合はこれを省略することができる。

### (旅費の精算)

第6条 出張者は、出張より戻つた場合、速やかに所定の「出張報告書兼仮払金等精算書」を所属長に提出し、承認を受けるとともに旅費の精算をしなければならない。

### [別表]

(単位：円)

交通費 (公共交通機関実費)		宿泊費 (実費)	ガソリン代
鉄道・バス	航空		
普通・自由席 指定席(片道100km以上の場合)	エコノミー	10,000円以内 (この金額によりがたい場合は、 所属長に事前に相談のこと)	30円/1km

## 附 則

この規定は、2015年4月1日から施行する。

この規定は、2023年11月1日から施行する。